

さいたま市立向小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立向小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつこと。
- 2 いじめを発見したら、体を張ってでも止めること。
- 3 いじめられる児童を絶対に守り抜くこと。
- 4 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- 5 いじめる児童に対し、毅然とした態度で指導すること。
- 6 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 7 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
- 8 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場面は、速やかに管理職に当該いじめに係る情報を報告し、学校いじめ対策委員会等の学校の組織的な対応につなげる。
- 9 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、ケース会議をもち学校が一丸となって組織的に対応する。
- 10 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、カンファレンスをもち、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 11 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 12 児童・保護者の心情に配慮しつつ、いじめに係る情報を関係する保護者と共有し、解決をはかる。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても見えないところで被害が発生している場面もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1） 目 的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2） 構成員

校長、教頭、教務主任、学校地域連携コーディネーター

わかばの会（PTA）会長、学校運営協議会委員

※必要に応じて、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、主任児童委員、民生委員（代表）、スクールソーシャルワーカーなど構成員以外の関係者を招集し、対応する。

※委員（構成員）及び委員会参会者には守秘義務を課す。

（3） 開 催

ア 定例委員会（年間2回開催）

イ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（4） 内 容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

カ 発見されたいじめ事案への対応

キ 構成員の決定

ク 重大事態への対応

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報の速やかな共有のため、保護者から3行以上かかれた連絡帳等が提出された場合、学年主任・生徒指導主任・管理職に報告を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・子どもの心のケアを第一に考え、保護者との面談の場面では子どもは同席させないようにする。
- ・保護者との面談は複数で対応することとし、適切な時間帯に実施する。
- ・高圧的な態度をとる保護者には毅然とした態度で対応する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）

2 向小学校いじめゼロ子ども委員会

（1） 目 的

いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることはないか具体的に考え行動し、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

（2） 構成員

企画委員児童（18名）

（3） 開 催

年間1回（6月）

（4） 内 容

ア 「いじめ撲滅さいたま宣言」をうけて、いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

（1）教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に全教師の協力体制を整える。
- 児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図り時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 向小学校道徳重点内容項目 2－(2)「親切、思いやり」、及び 3－(1)「生命尊重」では、相手に対する思いやりや親切な心を持ち、自他の生命の尊さや生きることの素晴らしさの自覚を深める児童の育成に全職員で努める。
- 重点項目については、資料や道徳ノートを通して児童とともに考えていく機会を設けていく。
- 情報モラルに関する内容については、全学年で年間 1 回は授業を行っていく。

2 「いじめ撲滅強化月間」(6/1～6/30) の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下の内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話（お話朝会・生活朝会にて）
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりや PTA 広報誌による家庭や地域への広報活動
 - ・学校独自の簡易アンケートの実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキル定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 なかよし学級（縦割り活動）を通して

- (1) 学校生活の充実と向上を目指して、協力して助け合って異学年の友だちと活動する楽しさを味わうことができるようにする。
- (2) 児童が異学年の活動を通して、集団への所属感を深めて、心豊かな人間関係を築くように

する。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施

全学年： 2学期まで

6 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「スマホ・タブレット安全教室」の実施

5・6年生：5月

(2) 情報モラルに関する授業の実施

5年生：10月「参考にするだけなら」（道徳）

6年生：12月「情報について考えよう」（道徳）

7 保護者との連携を通して

(1) 学校と連携をして、いじめは絶対に許されないことを指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的生活習慣を身につけさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気づくこと。
- ・気づいた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察

一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底

(2) 授業中

姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書、ノート等への落書き、隣と席が離れている等

(3) 休み時間

独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等

(4) 給食

班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛りつけ、当番を押しつけられる等

(5) 登下校指導

独りぼっち、荷物を持たせられる等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施

4月・9月・1月（年3回実施）

(2) アンケート結果

学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用

アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談を実施した児童について、記録をとり保存する。学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 5月、10月になかよしアンケートを実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談の実施

(1) 教育相談は保護者または児童が希望した時に随時行う。

(2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

①教育相談だよりの発行

②教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

(1) 学校評価アンケートの実施（11～12月）

(2) アンケート結果の活用

○職員会議にて検討し迅速に対応できるよう努める。

6 地域からの情報収集

(1) 民生委員・主任児童委員

○見守り・相談活動とともに、学校運営協議会・いじめ対策委員会にて情報共有する。

(2) S S N（スクールサポートネットワーク）

○S S N会議（7月・3月実施）

○登下校時の児童の様子等を見守る。

(3) 学校運営協議会委員

○見守り・相談活動とともに、学校運営協議会委員・いじめ対策委員会にて情報共有する。

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
教育委員会への報告・連絡・調整を行う。
- 教頭は、校長を補佐し、いじめ対策委員会の運営を行う。
収集された情報の学校職員全員の共有を図る。
収集された情報の記録を行う。
- 教務主任は、収集された情報から今できる対応・今後の対応について役割分担をする。
- 担任は、事実確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 教育相談主任は、教育相談的な支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 養護教諭は、いじめによる身体的な影響について、医療機関と連携を取る。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整などを行う。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者から申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- （１）学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- （２）取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- （１）「わかる授業を進めること」

○学校課題研修「自分の考えをもち、伝え合うことのできる児童の育成」

- ・職員がオープンスペースを利用して、互いの授業を日常的に見合い、わかる授業づくりに取り組む。

○授業規律

- ・チャイム着席や授業中の正しい姿勢等

- （２）生徒指導・教育相談に係る研修

○児童理解に関する研修（５月）

○いじめ防止に関する研修（５月）

○事例研修（８月）

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- （１）検証を行う期間

前期・後期で行う。（いじめ対策委員定例会にて行う。）

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- （１）「取組評価アンケート」の実施時期

7月、11月、2月（年間3回実施、児童簡易アンケートに含む）

- （２）いじめ対策委員会の開催時期（学校運営協議会と兼ねる）

5月、10月、2月（年間3回実施）

- （３）校内研修会等の開催時期

5月16日（木）：児童理解研修

5月16日（木）：いじめ防止基本方針について、いじめに対する対応について

8月：事例研修